

## 平尾法律事務所の特長

一つ一つのご依頼に個性をもって取り組み、心のケアも重視します。

相談 = カウンセリングと感じていただける  
雰囲気づくりを心がけています。

ワンストップサービスの総合事務所を目指します。

今まで個々に相談していた分野の問題も、  
各種専門業者との連携により一挙に解決します。

明確な料金設定を目指します。

ご依頼者様が問題解決後の料金に驚かれないよう、  
事前にお見積りさせていただき、  
ご理解いただけるまで丁寧に説明させていただきます。



## 弁護士あいさつ

一宮に生まれ育ち、地元の皆様に恩返しをしたいという思いから日々業務に励んでおります。

おかげさまで一宮市だけでなく稲沢市・江南市・岩倉市・犬山市・扶桑町・岐阜市・羽島市・清須市・各務原市・大垣市・可児市等のお客様からもご依頼いただけるようになりました。

また、個人のご相談だけでなく法人の皆様からの経営相談、従業員トラブルや取引先トラブルなどの解決のご依頼もお受けしております。

法律事務所という何か敷居の高いイメージがあるかもしれませんが、何よりご相談者様がリラックスしてお話いただけます雰囲気作りを所員全員が心がけております。



## アクセス



住所 〒491-0859 一宮市本町4-1-3 ITKビル602

【お車で越しの方】  
お手数ですが、付近の市営駐車場をご利用ください。  
【交通機関で越しの方】  
JR尾張一宮駅、名鉄一宮駅の東口を出て徒歩5分。  
ビルの最上部にある**岡地証券の看板を目印**にお越しください。  
事務所はビルの6Fでございます。



## 平尾法律事務所

愛知県弁護士会所属 登録番号39707

弁護士 平尾 憲一

お問い合わせ ☎0586-85-6021

受付時間 平日9:00~18:00 夜間土日祝相談も可能  
E-mail info@hirao-law.com URL http://hirao-law.com



＼不倫・慰謝料・財産分与／  
「こんなはずでは…」と後悔しない

# 離婚問題

## 悩み解決サポート



心によりそう法律サービスで  
お客様の笑顔・明日への活力を創造します



## 平尾法律事務所

HIRAO LAW OFFICE

# こんなお困りごとありませんか？ 平尾法律事務所 へご相談ください!!

## 離婚の悩み

- 離婚後に住むところはどこののか
- 財産分与はどこののか
- 子供の学費はどこののか
- 離婚後の収入はどこののか
- 養育費はどのくらいなのか
- 慰謝料の請求はどうしたらよいか
- 健康保険や医療保険はどうなるのか

### 相談者の方の話を丁寧にお聞きします

弁護士の立場から見て法律上どのような問題があるのか、その問題を解決するための方法の良い点、悪い点、問題解決までどのくらいの時間がかかるのかわかりやすく説明いたします。



このパンフレットご持参の方に限り

まずはご相談ください **初回60分無料** 夜間・土日祝の相談も可能

## 裁判所を利用する離婚の種類と手続

### 調停離婚

夫婦間で話し合いをしたが離婚について合意できない、相手が話し合い自体に応じない場合には、調停による離婚をめざすことになります。

### 裁判離婚

調停離婚が成立しなかった場合、訴訟提起をする、つまり裁判で離婚や慰謝料等を請求することとなります。

夫婦間で協議

×不合意

調停の申立

×調停不成立

○調停成立

調停離婚

訴訟提起

×不合意

○判決・和解で合意

裁判離婚

離婚不成立、または離婚が認められるも慰謝料額などに不服がある場合

控訴・上告

### 養育費について

#### ①養育費算定表が変わりました

令和元年12月23日、最高裁判所から従来の算定表に替えて新たな算定表が発表されました。この算定表により養育費は夫・妻互いの年収が同じでも養育費が増額することになります。また、離婚後のお子様の進学、病気の事情変更でも変更が認められる可能性があります。是非ご相談ください。

#### ②養育費の不払いに対する対応策が令和2年4月1日から施行されます。

- i 銀行の本店に対して、情報提供(取引の有無、取引店舗など)を命ずる手続きが新設されます。
- ii 財産開示手続きの後、市町村や日本年金機構・共済組合に対して、給料支払者の情報提供を命ずる手続きが新設されます。

今まで、養育費支払義務者の転職後に養育費が不払いとなるとあきらめるしかなかった人も、上記調査制度により転職先が解るようになる可能性が出てきました。



### 女性の立場から考える

#### 離婚後の居住場所をよく考えましょう!

別居が前提となると思いますが、お子様も含めて現在の居住場所に住むのか否かで経済的負担が大きく異なるケースがございます。住宅ローンがどれだけ残っているのか、また転居後の住居を夫に知られたくないという要望も多く聞かれます。

#### 離婚後の経済面をどうするかをよく考えましょう!

離婚後女性の方の多くが直面するのは経済的自立が困難になりかねないことです。最近はお子様の習い事にかかる費用も多く養育費だけでは払いきれないケースもございます。女性がどのようにお子様を育てながら収入を得るのか検討する必要があります。

#### 相手の不倫が疑われる場合でも冷静に観察しましょう!

不倫が疑われるだけでは慰謝料は獲得出来ません。裁判上誰が見ても疑われないような証拠を積み重ねる必要があります。疑いだけで行動せずまずは相談して証拠獲得のための手段を検討しましょう。



### 男性の立場から考える

#### 財産分与をどうするかをよく考えましょう!

離婚される男性からの相談で多いのは、財産分与をどうするかです。基本的には婚姻期間中に築いた夫婦の財産は2分の1で分けるのが原則です。財産には不動産・預貯金だけでなく、保険・まだもらっていない退職金、未払いの婚姻費用の精算、内緒でしていた資産運用としての株式等も含まれます。また中小企業の社長様ですと会社の株式も含まれます。離婚により経営上の困難を来さないためにどのように財産分与協議をまとめるのか、離婚協議前に検討しておく必要があります。

#### 養育費の金額を大雑把に決めないようにしましょう!

離婚後に養育費の負担が重すぎるという相談をよく伺います。離婚の際にご自身の収入・財産をよく検討いただいた上で将来背負うことになる養育費の金額を定める必要があります。また面会をお考えの方は必ず面会交流のあり方と併せて養育費を検討しましょう。

お問い合わせ ☎0586-85-6021

受付時間 平日9:00~18:00 お気軽にご相談下さい

